

## 令和2年度 第2回 碧南市地域自立支援協議会 会議録

### 1 日時

令和2年9月9日（水）午後1時30分から午後2時40分まで

### 2 場所

へきなん福祉センターあいくる デイルーム

### 3 出席者

#### (1) 委員等 21名

碧南市社会福祉協議会 山田 正教（委員長）

碧南市手をつなぐ育成会 牧野 昭彦（職務代理）

日本福祉大学教授 青木 聖久

碧南市身体障害者福祉協会 鈴木 たか子

NPO法人ハートフルあおみ（あおみJセンター所長） 水野 啓章

刈谷公共職業安定所碧南出張所 斎藤 健一

愛知県衣浦東部保健所 橋本 靖

愛知県刈谷児童相談センター 矢澤 あゆ子（畠山 節史 委員代理）

愛知県立安城特別支援学校 安藤 嘉朗

愛知県立ひいらぎ特別支援学校 鋤田 素羽

親子の会「カラフル」 鈴木 由記

身体に障害のある子の親子の会「すまいる」 永井 美幸

ほっとまんまピアサポーター 杉浦 有美

スギ製菓株式会社 杉浦 信秀

西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる 加藤 正昭

刈谷病院 水野 美香

ふれあい工房アルゴ及びWHJ相談支援センターメビア 雲出 佑

就労センターオアシス碧南 河野 大輔

碧南ふれあい作業所 竹内 涼

りはくる 小幡 一美

西三河南部西圏域アドバイザー 大南 友幸

#### (2) 事務局職員

##### ア 市職員

福祉こども部長 杉浦 秀司

福祉課長 杉浦 浩二

福祉課社会福祉係長 河原 睦

福祉課社会福祉係主査 沼田 京子  
福祉課社会福祉係主事 榊原 陵子  
福祉課社会福祉係主事 杉浦 久美子  
福祉課社会福祉係主事 澤田 直也  
福祉課社会福祉係主事 板倉 尚宏

イ 碧南市社会福祉協議会職員

地域福祉課長 鈴木 利男  
地域福祉課地域福祉係主査 古川 裕隆  
地域福祉課地域福祉係主査 小島 誠司  
地域福祉課地域福祉係主事 天野 好美  
地域福祉課地域福祉係主事 久村 明弘  
地域福祉課地域福祉係主事 新美 直子

4 傍聴者

0人

5 議題

- (1) へきなん障害者ハーモニープランに関する市民アンケートの実施結果について
- (2) へきなん障害者ハーモニープランの団体等ヒアリングの実施結果について
- (3) へきなん障害者ハーモニープランの庁内ヒアリングの実施結果について
- (4) へきなん障害者ハーモニープランの計画骨子について
- (5) その他

6 議事の要旨

- (1) あいさつ（山田会長）
- (2) 議題

ア へきなん障害者ハーモニープランに関する市民アンケートの実施結果について  
事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

委員：調査結果報告書64ページ「8 就業について」を見ると、碧南市の障害者の就業状況は、60%以上が働いていないという結果が出ている。療育手帳所持者のうち、40.8%の人たちは福祉的就労として施設や作業所に通所している。その中でも生活介護を提供している事業所は、碧南市にも数カ所あるが、どこも定員は満員に近くなっており、新しい施設が必要になってきているのではと思う。碧南市内で、できれば碧南市内の事業所や地元の力で作っていただきたいと願っている。

事務局：生活介護の事業所については、市内に施設がもう少しあればといいと市としても考えている。昨年度、市独自の事業所整備の際の補助制度を作った。これらの制度も活用していただき、少しずつ事業所が増えていけばいいと考えている。

委員：資料5ページの、障害種別ごとの回答状況について、療育手帳所持者の保護者回答が多いとのことだが、そもそも療育手帳のB判定やC判定の人たちには、郵送されたアンケートが読めない方がおり、サンプリングとして偏りがある可能性があると思うがいかがか。

事務局：おっしゃる通りだと思う。本人が記載回答できない方もいるという前提で、結果を考慮します。

委員：知的障害の方は本人が声を挙げづらく、このようなサンプリングをすると結構低く見積もられてしまう傾向がある。その辺りへの考慮を、例えば他のヒアリングなどで踏まえて欲しい。

委員：資料32ページ、問14「次のサービスを利用していますか」の選択肢に、地域活動支援センターなどの地域生活支援事業は今回は入っていないのか。

事務局：今回は入っていません。

委員：前回の計画策定時などはアンケートの実施はされたのか。また、前回と比較してどのような変化があったか、あるいは国や県の調査と比較して碧南市にはどのような特徴があったか、といったことが分かると今回の調査結果をより分析できる。本当は客観的なものもいいが、主観的なことも含めて、今回の特徴と言えることがあれば、ご紹介いただきたい。

事務局：3年前の障害福祉計画等の策定時は、アンケートは実施していません。9年前の障害者計画等の策定時には実施しているが、現状比較が出来ていないので、今後紹介いたします。

イ へきなん障害者ハーモニープランの団体等ヒアリングの実施結果について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

特に意見・質疑等なし。

ウ へきなん障害者ハーモニープランの庁内ヒアリングの実施結果について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

委員：庁内ヒアリングシート1-3「グループホーム、ケアホームの整備」に

ついて、昨年度、市独自の制度を作っていただき大変感謝している。グループホームがまだまだ不足しているという現状だが、市内のグループホームの事業所において、今後の事業拡大のために計画を進めているとの話もある。市として、助成金制度を作ったからお金を出すのはありがたいが、もう一步進め、グループホームを作るためには何が必要なのか、何が課題となってグループホームの拡充が進んでいないのか、という所を事業者と一緒に考えていただくと大変ありがたいと思う。市内で不足しているグループホーム拡充のために、法人と行政とがもっと連携を取りながら、サービス利用者が安心して安全な生活ができるようにしていただきたい。

事務局：市としても、福祉事業者と連携し、お互いにできるところを互いの強みを生かし合って推進していきたいと考えている。

委員：愛知県は全国的に見てもグループホームが非常に少ないのが特徴的である。グループホームの形態は、例えば所有物件を建設するやり方や、借家を借りる、民間のアパートを活用するなど、いくつかある。その中で、公営住宅のグループホームが全国的に出てきているが、碧南市の公営住宅の現状はどうなっているか。

事務局：市内にも公営住宅はあるが、障害者対象の枠は少なく、また全体的にも空はほとんどない状態である。いろいろな様式の住宅があるため、入居希望者のニーズと合っていない所に少し空きがあるのかもしれないので可能性はあるが、全体としては入居希望者が多いという感覚である。

委員：公営住宅はバス停が近くにあるなど利便性が高いことが多い。あまり人気がない住宅があれば、リフォームすることによってグループホーム等として利用価値が高いものもあると思う。公営住宅の有効活用程度を把握し、検討してみしてほしい。

エ ヘきなん障害者ハーモニープランの計画骨子について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

委員：資料17ページ、障害児福祉計画の(5)障害児支援の提供体制の整備等に、児童発達支援センターの設置について書かれている。目標値では“令和2年度までに碧南市で1か所設置”とあるが、今年度まだ目標達成されていない。前回のハーモニープラン策定時のヒアリングの際にも声があったが、法的にも碧南市の規模であれば、児童発達支援センター

が必要なのではないか。近隣のほとんどの市では児童発達支援センターが設置されている。”引き続き検討して参ります“と書かれているが、具体的にどのような検討をされているかお聞かせいただきたい。

事務局：障害児福祉計画に対する国の指針の中で、各市町村で1か所以上設置が目標とされており、それを受けて前回の碧南市の計画では令和2年度までで1か所を目指している。児童発達支援センターの形態として、建物が建設されれば、住民にセンターの存在が伝わりやすいという意見は十分承知しているが、そこには、土地や建物をどう用意するのか、またその中にどういった機能を入れるのか、入れた機能は市直営でやっていくのか、民間の力を借りていくのか、という検討が必要となってくる。しかし、土地や建物は現状の碧南市では、早急には計画立てて進めていくことは困難であるため、少しでも機能的にはセンターと同様の機能を果たしていけるよう、市としては発達支援系の設置や社会福祉協議会とのネットワークの強化など、「面」として機能的に充実できるような整備を進めてきている。社会福祉協議会と碧南市など各部署で「面」での整備をしているということをご理解いただけていても、1か所で各機能を果たせることが求められるということは、承知しているが、機能的な充実を今後も推進し、児童発達支援センターのあり方の検討はしたいと考えている。

委員：ハード面が大変だということは十分承知している。今回、発達支援係ができたこともすごく大きい進歩であるし、そのような形でセンターの役割を他の所で果たせるようにしていることは感じるが、保護者からすると、わかりにくい。いろいろな教室やネットワーク事業などもやっていることや発達支援係自体も、一部の人にはわかっているが、多くは未だに知られていないのが現実である。アンテナを立てている親御さんは情報として得ることができるが、例えば突然自分の子どもが障害とわかり、何らかの支援が急に必要に思えたときなど、従前から情報が行き届いていなかった人は、どこに、だれに相談すればいいのかがすごくわかりにくいのが現実かと思う。早めに検討をしていただきたい。

事務局：わかりやすく周知する方策を考えたい。

委員長：この計画も、次回また細かい内容について改めて発表されるということである。今のご意見も含めて、計画の検討をしていただきたいと思う。

委員：児童発達支援センターの件に補足でお伝えしたい。ソフト面を発達支援

係が担っているということであったが、現状、保護者との交流等するなかでは、センターの役割とセンターの中のソフト面を発達支援係が担っているというような認識は、地域の方々はされていないと感じる。相談にも行きにくいし、存在自体も知らない方はまだまだ多い。関わっている私としてはできるだけ周知していくように頑張っているが、まだまだ現状として発達支援係の役割の周知は地域にできていない。

センターの設置に関しては、子どもが園児の時から、市ではセンターについて検討していると言っていたが、その子も今ではもう義務教育を終えたという保護者もいらっしゃる。市からは、ずっと同様の回答がなされており、資料のように、児童発達支援センターが目標と掲げられていると、それができると認識してしまうので、次回の目標を建てるときに、それを明記するのかわからないのか、明記するのであればその言葉に重みをもっていただきたい。

「りはくる」では保育所等訪問支援もしているので、児童発達支援センターの役割ができるのではと、平成30年に福祉課に「りはくる」でセンターができるかと検討した時期があった。愛知県庁に確認したら、センターは市がリーダーシップを取って動くものなので、市と一緒に動くようにとことであったため、福祉課に確認したところ、早急な展開は難しいとの回答があったという経緯がある。保育所等訪問支援、児童発達支援事業というのは、私たち民間のほうが主体となって動くことができるのだが、センターは市がリーダーシップを取って動いていかないといけないものなのだとその時に感じた。センターのことについて、次期計画の際には検討していただきたい。

事務局：愛知県庁にも確認したところでは、児童発達支援センターの標榜には敷居が最近若干下がってきたと聞いている。いわゆる国が最初に打ち出した障害児相談支援や保育所等訪問支援の実施可能な機能等がなくても標榜できるということであった。ただ、市としては各種施策を実施し障害児支援の充実を進めてきており、機能が充実しないといけないと考える。にじの学園や保育所等を統合させて母子分離や同じ場所での共有ができることなど、今後検討したい。

委員：碧南市の身体障害者手帳所持者は2,000人を越え、65歳以上がもっとも多い。その中でも在宅でご家族と同居されている人の中には、家族がいるからこそ、孤独感を感じている人もいる。障害があるために家

族に世話をかけてしまうことに対し申し訳ない気持ちが募り、家庭の中で孤立してしまう。また、そのため、自身のための外出が頼めず引きこもってしまい、孤独を感じている、といった話を聞くことがある。こうした方のところにヘルパーが支援しに来ていることが多いので、そのように支援に入る人には、家族の方だけでなく障害者本人に積極的にコミュニケーションを取り、障害者が想いを発信する機会を設けるよう意識して欲しいと思う。

### (3) その他

事務局が会議資料に基づき、次回会議予定等を説明した。その他特になし。

## 7 まとめ

### (1) 圏域アドバイザーまとめ（西三河南部西圏域アドバイザー 大南友幸氏）

ハーモニープラン策定のために、市民アンケートを実施し、速報値として調査結果を見せていただいた。先ほど意見があったとおり、私もやはり前回との比較等があるとわかりやすいと感じた。

地域自立支援協議会の中でハーモニープランの骨子の検討や、今後は計画に関連して出てきた案を検討することとなると思うが、他の市町では、自立支援協議会自体で障害福祉計画等を協議しているところはなく、この圏域だと碧南市だけの取り組みである。計画策定委員会が自立支援協議会とは別にあり、策定結果だけが自立支援協議会に報告される仕組みの市町も多い。自立支援協議会に当事者代表や事業所代表、関係機関の代表が集まり、いろいろな角度から議論しながら進めていく仕組みは、是非、他の市町にも伝達していきたいと思う。

### (2) 学識経験者（日本福祉大学 青木聖久 教授）

前提として、へきなん障害者ハーモニープランの3ページにある、障害者に関する法律体系について確認するが、例えば障害者雇用促進法や、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等、障害者に関する法律は沢山あるが、その幹になる法律は「障害者基本法」である。この障害者基本法は理念法であり、人が生きるにあたって、障害を持ちながらも当たり前前に生きるといった理念を定めた、障害関係の一番の基盤になる法律である。基本法の前身である1970年にできた心身障害者対策基本法では、“障害者自身が努力し、社会に近づいていく必要がある”ということが明記されていたり、障害者の定義が身体障害と知的障害の二つだったり、非常に偏った部分があった。

1993年に名称が「障害者基本法」と改正され、“社会が整備され、社会が優しくなれば暮らしやすくなる”といった、現代の考え方では当たり前とされている内容に改正された。その後、差別解消なども法整備され、現在に至っている。その中で、20

05年の障害者自立支援法、現在は名称が改正され「障害者総合支援法」であるが、いわゆる数値目標などのための法律である。要するに、理念法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、数値の実態を見込んでいくための障害福祉計画と障害児福祉計画がある。障害者基本法に基づき、障害がある方の人格や、尊厳が根本にあるということ、基盤に置きながら考えると全部が繋がると思うので、これらを前提にして4点述べる。

1点目、アンケート結果について。「常態化」という言葉がある。人間には適応する力があるので、生まれながら障害のある方やそのご家族にとっては、障害がある状態が当たり前になるので、どうかと尋ねれば、大丈夫だと答えがちになるが、本当に大丈夫かというところではない。常態化がなされているであろうことを踏まえて私たちが読み取る必要がある。特に主観的な意見に基づく設問回答は配慮する必要がある。

2点目、生活の質の向上について。障害の有無に関係なく、社会に出て行って参加したり活動したりする中で、人生は豊かになり、生きがいを持てるのだと思う。また、今は障害を持っていない子どもや、他の市民の方々も、いずれもし自身が障害を持つことになったとしても、将来性が全くない訳ではなく、障害を持っていても色々な人生の選択肢があるということ、を思ってもらえると良いと思う。

3点目、個別の支援と地域との関係性について。車いすに乗っている方は、電車を利用する際、予定していない駅で急遽途中下車すると、駅員さんたちの対応に影響が出てしまう。なぜ小中学生や市民に普及啓発をするかというところ、このような地域生活の中でのちょっとした不自由さの実態を多くの人を知り、障害がある人が地域との関係性の中で生きやすくするためである。障害者の利便性のための社会資源の充実も必要だが、障害者への個別の支援と地域への発信とのバランスも必要であると思う。

4点目、発達障害への対応の工夫について。発達障害の確定診断はまだないが、保育所などでも”気になる子”と言われる子は多く、小学校でも6.5%が発達障害の可能性があるとされている。発達障害の発達具合なのでこぼこは、実は大した問題ではないと言われている。例えば、学力が高く研究職に就き、世間から評価されていたら、発達具合に乏しいところがあったとしても、“障害がある人”としてみなされることのないこともある。

ところが、発達具合にこぼこがあると、多くの方は自己否定され、うつ病や適応障害になりやすい。発達具合にこぼこがあり、加えて適応障害があることで発達障害が完成すると言われるが、そのいちばん最たるものが、先生から理解されずに叱られたり、”なぜあなたは何回言ってもわからないの”と言われて、落ち込んでしまったりすることである。



一般市民もさることながら、保育園や小学校の先生が発達障害の知識を持つだけで全く変わってくると思うので、昨今は少子化で保育園や小学校が閉鎖したり教室が空いていたりする場所を使ったり、間接的に先生方もわからなくて困っていることを踏まえ、教員の身近なところに相談窓口を作ったり、といった工夫ができると良いのではと思う。

以上